

宝塚市災害時協力井戸の登録等に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地震等の災害により上水道施設が損傷を受け、生活水の確保が困難となった場合に、個人や事業所が所有する井戸を所有者の協力を得て地域住民等に開放し、災害時における生活水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（登録要件）

第2条 災害時協力井戸の登録については次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 市内に存在する井戸であること。
- （2） 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- （3） 水質が別表に定める基準を満たすもの。
- （4） 井戸を現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの。
- （5） 門、玄関、塀等、近隣から見える場所に災害時協力井戸が所在する旨の標識を掲示することについて同意のあること。
- （6） 井戸の所在地情報を公開することについて同意のあること。

（登録の申し出）

第3条 井戸水を提供する意志のある井戸所有者は、災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）に必要な事項を記載し、市長に申し出るものとする。

（登録の審査）

第4条 市長は、前条に規定する申出書を受理したときは、内容の審査及び必要に応じて状況調査を実施するものとする。

（登録の決定）

第5条 市長は、前条に規定する審査に基づき、災害時協力井戸登録適否決定通知書（様式第2号）により、井戸所有者に登録の可否を通知するものとする。

- 2 前項の規定により登録の決定を行った井戸所有者には標識を交付する。
- 3 前項の規定により標識の交付を受けた井戸所有者は、井戸が設置されている家屋の門、扉または塀等、近隣住民が認識しやすい場所に標識を取り付けるものとする。

（登録の変更）

第6条 井戸所有者は、災害時協力井戸登録申出書の記載内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更申出書（様式第3号）により市長に申し出るものとする。

（登録解除の申し出）

第7条 井戸所有者は、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき、または登録の

解除を行いたいときは、災害時協力井戸登録解除申出書（様式第４号）により、市長に申し出るものとする。

（登録の解除）

第８条 市長は、災害時協力井戸が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。

- （１） 前条に規定する登録解除の申し出があったとき。
- （２） 第２条に規定する要件に該当しなくなつたと認めるとき。
- （３） その他市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。

２ 市長は、前項各号の規定により災害時協力井戸の登録を解除する場合は、災害時協力井戸登録解除通知書（様式第５号）により井戸所有者に通知するものとする。

（補則）

第９条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

項目	基準
一般細菌	100/mL 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
塩化物イオン	200mg/L 以下
有機物（全有機炭素〈TOC〉の量）	3mg/L 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下